

## 八尾市おくやみガイドブック無償提供者募集要領

八尾市では、市民サービスの向上及び経費の削減並びに地域経済の活性化等に資する広告入りおくやみガイドブック（以下「おくやみガイドブック」という。）を無償で提供する事業者（以下「事業者」という。）を次のとおり募集します。

### 1. 募集事業者数

おくやみガイドブックを無償で提供する事業者1者

### 2. 無償提供期間

令和7年3月1日から3年間

### 3. おくやみガイドブックの仕様

「八尾市おくやみガイドブック仕様書」のとおりです。

### 4. 応募方法等

#### (1) 申請期限並びに質問について

申請書その他必要書類を令和6年7月5日（金）午後5時まで（必着）に担当課まで持参又は郵送の上、申請してください。FAX及び電子メールによる申請は受け付けしません。

なお、質問に関しては、募集開始から令和6年6月26日（水）午後5時まで電子メールにて受け付けし、令和6年6月28日（金）に八尾市ホームページに回答を掲載します。

#### (2) 担当課

八尾市人権ふれあい部市民課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館1階市民課

TEL：(072)924-3846

FAX：(072)924-0220

電子メール：[simin@city.yao.osaka.jp](mailto:simin@city.yao.osaka.jp)

受付時間 午前8時45分～午後5時15分まで（土日を除く。）

#### (3) 申請書類

ア 表1に掲げるすべての書類を提出してください。

イ 表1の2企画提案書及び3ガイドブック見本については、10部（正本1部、副本9部）提出してください。選定の公平を期するため、企画提案書の表紙以外には、法人等が特定される内容は一切記載しないでください。

ウ 申請書類の個人情報は審査等決定に至るまでの事務に使用するものとし、正当な理由なく他人に知らせ、又は他の目的に使用することはありません。

<表1>

申 請 書 類	
1	八尾市おくやみガイドブック無償提供申請書（様式1）
	※令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請（物品、委託・役務等）時における、使用印鑑届の使用印を押印してください。
2	八尾市おくやみガイドブック企画提案書（表紙）（様式2）
	※令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査申請（物品、委託・役務等）時における、使用印鑑届の使用印を押印してください。 様式2の評価基準に係る内容を記載し、ページ数は20ページ以内とします（表紙を除く）。 用紙サイズはA4もしくはA3としますが、特に様式は問いません。
3	おくやみガイドブック見本
4	事業者の概要
	企業理念（経営方針）、CSRへの取組み、事業経歴、創立（創業）年月日、資本金（出資総額）、事業内容（事業種目、事業所・所在地及び従業員数、主な取引先・広告実績等）。パンフレット可。特に様式は問いません。

#### 5. 応募資格要件

事業者になろうとする者（法人に限る）は、次の各号に該当することが要件となります。申請及び無償提供者の決定後であっても、各号の規定に該当しなくなると認められる場合は、申請の受付及び決定を取り消します。なお、この取消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償しません。

- (1) 令和6年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加者名簿（物品、委託・役務等）に登録されていること。
- (2) 企画提案書等の募集期間において八尾市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (6) 業務を適切に実施できる信用力、継続して運営する資力、財務体力を有すること。
- (7) 掲載広告について、事業者で広告内容を審査できる体制が整えられていること。

#### 6. 欠格要件

事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除します。また、広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合は、事業者は広告主の変更を行うこと。

なお、この契約解除による製作費用その他一切の費用について、市は補償しません。

- (1) 当該募集要領に適合しないもの又は虚偽の内容の記載があったとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、相応しくないと本市が判断したとき。

- (3) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、もしくは受けたとき。
- (4) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けたとき。
- (5) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けたとき。
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき
- (7) 本要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の規定に違反したとき。

7. 選定方法等

- (1) 提出された書類の審査を行い、応募資格要件を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 「八尾市おくやみガイドブックの無償提供者選定要綱」第 2 条に掲げる選定委員において、提出された書類等に基づき、業務実績、仕様、その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1 者を選定します。応募者の数が 1 の場合であっても審査の対象とします。
- (3) 八尾市おくやみガイドブック 無償提供者選定に係る評価基準に記載している各項目について提案書に記載してください。ただし、「4. 市歳入への協力」については提案がない場合でも審査の対象とします。
- (4) 審査の結果、基準点（満点の 60%）を超え、かつ、業務を遂行することが最も適切であると認められる者を、八尾市おくやみガイドブックの無償提供者として選定することとします。
- (5) 選定結果は、別途書面にてお知らせします。あわせて、市のホームページで公表する予定です。

(6) 評価基準

八尾市おくやみガイドブック 無償提供者選定に係る評価基準

提案書	評価基準	評価項目
1. 提案内容 (配点 30 点)	独自の工夫やアイデアに富む提案であるか。	1-1 ガイドブックの仕様・構成について
		1-2 広告主の募集と審査方法について
		1-3 地元企業の振興と地域経済の発展について
2. 業務推進体制 (配点 40 点)	業務を円滑かつ安定的に実施できるか。	2-1 他自治体での類似業務の実績について
		2-2 納品までのスケジュールについて
	納品に関して十分な体制であるか。	

3. リスク対応 (配点20点)	苦情その他トラブルが発生した場合に 対応ができるか。	3-1 苦情に対する対応につ いて
		3-2 代替品の対応について
4. 市歳入への協 力 (配点10点)	本広告事業において、市に対し広告料 の一部を納入できるか。	4-1 納入の可否について ※可の場合は納入の考え方 (金額あるいは利益に対す る比率、その他条件等)を 記載

#### 8. 確認書の締結等

選定後は確認書を締結します。なお、締結時に、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、誓約書を徴収します。

#### 9. 注意事項

- (1) 事業者は、おくやみガイドブックについて来庁者から苦情、要望、その他トラブルが発生したときは、事業者がその一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決するものとします。
- (2) 本市が無償提供を受けたおくやみガイドブックの利用が適当でないと認めるときは、当該おくやみガイドブックの利用を中止します。この場合において、事業者はその責任において当該利用を中止するおくやみガイドブックを回収の上、代替のものを提供するものとします。
- (3) その他本市が必要と認めるときは、事業者に対して資料の提出又は報告を求めることができるものとし、事業者は本市への協力を努めるものとします。

#### 10. その他

- (1) 事情により予告なく公募を取り止める場合があります。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。ただし、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- (3) 本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、八尾市暴力団排除条例その他関係法令等の定めるところによるものとします。